News Release



平成23年 4月 4日

各位

会 社 名 株式会社 あじかん 代表者名 代表取締役社長 中谷 登 (コード番号:2907 東証第二部・大証第二部) 問合せ先 人事総務部長 澄田 千稔

(TEL: 082-277-7010)

「内部統制システムの基本方針」の一部改訂に関するお知らせ

当社は、平成23年4月4日開催の取締役会において、「内部統制システムの基本方針」を一部改訂することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします(下線部分が変更箇所となっております)。

記

株式会社あじかん(以下、当社といいます)は、法令および定款を遵守するとともに業務の適正 および財務報告の信頼性を確保するため、内部統制システムを整備し、その強化・充実に努めます。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、「社是」「経営理念」のもと、取締役・使用人が守るべき基本ルールを「あじかん 倫理綱領」として制定し、法令・定款・企業倫理・社内規則などの遵守を確保するための啓蒙 を継続的に行います。

定例取締役会を月1回開催し、取締役が相互に職務執行の法令・定款適合性を監視するため の体制を確保します。

重要な法的課題やコンプライアンスに関する事項などで業務執行上疑義が生じた場合は、適 宜、弁護士や公認会計士などの専門家に相談し、助言を求めます。

また、社内外者からの相談や通報に対応するため、「企業倫理ホットライン」を設置し、運用にあたっては公益通報者保護法を遵守します。

当社は、社会的な秩序や健全な企業活動を阻害するおそれのある、反社会的勢力との関わりを一切持ちません。万が一、当社がこのような団体・個人から不当な要求を受けた場合には、警察等関連機関とも連携し、組織的にも毅然とした態度で対応します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、法令および「取締役会規則」「稟議基準」「文書管理規程」などの社内規定に基づき、取締役の職務執行や意思決定に関する記録を作成保存します。

また、「情報セキュリティ管理規程」「情報システム管理規程」を制定し、責任体制を明確 化するとともに、情報漏洩・改ざんおよびコンピュータネットワークの破壊や不正使用などが 発生しないよう、適切な保護対策を実施します。

3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社は、全社危機管理システムを体系的に定めた「危機管理基本規程」を制定します。 各部門においては、個々のリスクを継続的に監視するとともに、マニュアルの作成やシミュ レーション訓練などの実施により損失危機の未然防止に努めます。

万が一、損失危機が発生した場合は、社長が本部長を務める「緊急対策本部」を設置し損失の軽減化に努めます。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役・使用人の役割分担や職務分掌を明確にする「組織規程」「業務分掌規程」 「職務権限規程」を制定します。

経営戦略や経営上の重要課題、経営方針を審議する機関として「経営審議会」を設置し、取締役会の意思決定を補佐します。

業務の運営にあたっては、全社および各部門の中期および単年度の目標値を策定し、その業績管理を実施するため「実績検討会(PL会議)」を設置します。

また、「監査室」を中心に内部監査を計画的に実施し、事業活動全般の管理・運営制度および業務の遂行状況を会社財産の保全および経営効率向上の観点から検討・評価し、かつ改善を促します。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社に対して経営上の重要事項の承諾手続きおよび定期的な業務執行状況・財務 状況などの報告が適正に行われるよう「関係会社管理規程」「関係会社関連業務運営基準」を制 定します。

当社と関係会社間においては、四半期毎に連絡会議を開催し、相互の経営状況その他の情報 交換を行うなど、グループとしての協調・連帯を強化します。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人は現在設置していませんが、必要と判断した場合は補助使用人を設置するとともに、その人事については監査役の意見を尊重します。

7. 監査役への報告体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役に対して、取締役会・経営審議会をはじめとする重要会議への出席を求める ほか、法定の報告事項に加えて、経営に影響を及ぼす重要事項の発生あるいは取締役の決定内 容、監査室などが行う内部監査の結果、公益通報などにより発覚した、取締役・使用人の不正 行為や法令・定款違反行為の内容などについて報告します。

また、代表取締役との定期的な会合のほか、取締役および各部門責任者に対する必要な調査・報告などの要請を応諾するとともに、監査の実効性を高めることを目的として、弁護士、公認会計士、監査室との緊密な連携が図れる体制を整備します。

8. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、経理規定類を整備するとともに、「財務報告に係る内部統制規程」を制定します。

また、内部統制の整備・運用状況を総括する機関として「<u>経営審議会</u>」を設置し、財務報告において不正や誤謬が発生するリスクを管理するとともに、予防および牽制機能を整備・運用し、「自己点検」や「内部監査人評価」などを通じて不備が検出されたときは、速やかに是正していく体制を整備します。

以上